

指名停止について（通知）

このことについて、下記業者は「蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」第 3 条第 1 項別表第 2 第 3 項に該当したため、下記のとおり指名停止としました。

記

1 指名停止理由

該当者が、特定大口都市ガスの見積もり合わせ等において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 6 年 3 月 4 日に公正取引委員会から、違反事実の認定を受け、課徴金減免制度の適用を受けたため。

2 指名停止業者

東邦瓦斯株式会社（業者番号 2000545705）

代表取締役 増田 信之

名古屋市熱田区桜田町 1 9 - 1 8

3 指名停止期間

3 か月 令和 6 年 3 月 1 7 日 ～ 令和 6 年 6 月 1 6 日

「蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」第 3 条第 1 項別表第 2 第 3 項及び課徴金減免制度の適用のため第 5 条第 3 項に該当。